

第145期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社1階ホール

TOMOWEL

決議事項

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 業績連動型株式報酬制度
の改定の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大量買付行為
への対応方針（買収への
対応方針）の更新の件 |

株主総会にご出席されない場合

インターネット等または書面により議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後6時まで

共同印刷株式会社

証券コード：7914

株 主 各 位

証券コード 7914

2025年6月3日

(電子提供措置の開始日2025年5月27日)

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役社長 **大 橋 輝 臣**

第145期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第145期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/irdata/meeting.html

なお、当社「企業サイト」トップ (<https://www.kyodoprinting.co.jp/>) からは、「IR情報」、「IR資料室」、「株主総会情報」の順に選択してご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「共同印刷」または証券コード「7914」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」の順に選択してご覧ください。



三井住友信託銀行株式会社ウェブサイト（株主総会ポータル®）

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。
閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間をおいて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1	日 時	2025 年 6 月 25 日（水曜日）午前 10 時（受付開始：午前 9 時 30 分）
2	場 所	東京都文京区小石川四丁目 14 番 12 号 共同印刷株式会社本社 1 階ホール
3	目 的 事 項	報告事項 ① 第 145 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ② 第 145 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第 1 号議案 剰余金の処分の件 第 2 号議案 取締役 7 名選任の件 第 3 号議案 業績連動型株式報酬制度の改定の件 第 4 号議案 当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の企業集団の現況に関する事項のうち「事業の経過および成果」、「対処すべき課題」、「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所および工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、会社の株式に関する事項、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等
 - ②計算書類
 - ③連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - ④監査報告
- ◎ 書面による議決権行使において、各議案に賛否の記載がない場合の取り扱いについては、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ◎ 当社は、2025 年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行いました。が、議決権行使書用紙に記載のご所有株式数、議決権の個数につきましては、議決権の基準日が 2025 年 3 月 31 日であるため、当該株式分割前の株式数を基準としています。

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

**当日ご出席による
議決権行使**

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネットによる
議決権行使

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時まで



株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

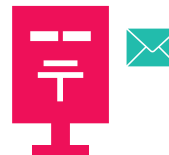
議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

► <https://www.web54.net>

書面による議決権行使

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時まで



議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

！ ご注意事項

- ▶ インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- ▶ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使書用紙イメージ

[illegible]

第1号議案～第4号議案

- 賛成の場合 「賛」 の欄に○印
- 反対の場合 「否」 の欄に○印

(第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。)

！ ご注意事項

各議案に対して賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

機関投資家の
皆さまへ

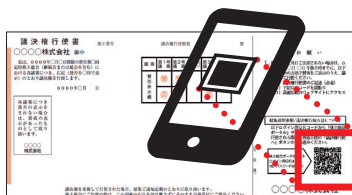
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社「ＩＣＪ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月24日（火）午後6時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到達した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到達した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金85円といたします。
この場合の配当総額は、619,954,895円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき140円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月26日といたします。

※当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。当期の期末配当につきましては、基準日が2025年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準として実施します。

第2号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位および担当
1 再任	ふじ もり 藤 森 康 彰 男性	代表取締役会長
2 再任	おお はし 大 橋 輝 臣 男性	代表取締役社長 監査室、秘書室担当
3 再任	わた なべ 渡 邊 秀 典 男性	取締役 副社長執行役員 グループコーポレート本部長兼経営企 画本部担当
4 再任	たか はし 高 橋 孝 治 男性	取締役 常務執行役員 生産統括本部、技術開発本部、IT統括 本部担当
5 再任	たか おか 高 岡 美 佳 女性	独立役員 社 外 取締役
6 再任	みつ さだ 光 定 洋 介 男性	独立役員 社 外 取締役
7 新任	おお うち ち え こ 大 内 智 重 子 女性	独立役員 社 外 ー

株主総会参考書類



候補者番号

ふじ

もり

よし

あき

1

藤

森

康

彰

男性

再

任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1949年5月20日生	19,800株	19回／19回	21年（本総会終結時）

略歴、地位

1976年 4月	当社入社	2010年 6月	当社専務取締役
1998年 4月	当社法務部長	2011年 4月	当社専務取締役兼経理部長
2003年 4月	当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長	2011年 5月	当社専務取締役
2004年 4月	当社技術統括本部長	2013年 6月	当社代表取締役社長
2004年 6月	当社取締役技術統括本部長	2025年 4月	当社代表取締役会長（現任）
2006年 6月	当社常務取締役		

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、法務・知的財産部門、技術統括部門における要職を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役会長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

おお

はし

てる

おみ

2

大

橋

輝

臣

男性

再

任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1963年12月2日生	16,971株	19回／19回	2年（本総会終結時）

略歴、地位

1987年 4月	当社入社	2021年 4月	当社常務執行役員情報セキュリティ事業本部長
2011年 4月	当社ビジネスメディア事業部事業企画部長	2023年 6月	当社取締役常務執行役員情報セキュリティ事業本部長
2016年 4月	当社経営企画本部総合企画部長	2024年 4月	当社取締役副社長執行役員事業統括
2018年 4月	当社執行役員ビジネスメディア事業部副事業部長	2025年 4月	当社代表取締役社長（現任）
2019年 4月	当社執行役員ビジネスメディア事業部長		
2020年 4月	当社上席執行役員ビジネスメディア事業部長		

担当

監査室、秘書室

取締役候補者とした理由

同氏は、主に経営企画部門における要職と情報セキュリティ事業本部長を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役社長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類



候補者番号 わ た な べ ひ で の り
3 渡 邊 秀 典

男性

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1959年9月3日生	7,400株	19回／19回	14年（本総会終結時）

略歴、地位

1982年 4月	株式会社第一勧業銀行 （現株式会社みずほ銀行） 入行	2014年 6月	当社取締役経営管理本部長
2006年 3月	株式会社みずほコーポレート銀行 ALM部米州資金室長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長
2009年 4月	同行グローバルクレジット投資部長	2020年 4月	当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長
2011年 4月	当社入社	2022年 4月	当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長 兼経営企画本部長
2011年 5月	当社経理部長	2024年 4月	当社取締役副社長執行役員 グループコーポレート本部長（現任）
2011年 6月	当社取締役経理部長		
2012年10月	当社取締役経理部長兼法務部長		
2013年 4月	当社取締役経理部長		

担当

経営企画本部

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部長、法務部長、経営管理本部長、経営企画本部長を歴任し、現在では、取締役副社長執行役員としてグループコーポレート本部長を務めるとともに経営企画本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号 た か は し た か は る
4 高 橋 孝 治

男性

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1962年8月7日生	3,500株	19回／19回	4年（本総会終結時）

略歴、地位

1985年 4月	当社入社	2016年 6月	当社執行役員生産統括本部長
2006年 4月	当社本社製造事業部 印刷加工本部五霞工場長	2019年 4月	当社上席執行役員生産統括本部長
2011年 4月	当社出版商印製造事業部製造本部長	2021年 4月	当社常務執行役員生産統括本部長
2013年 4月	当社施設環境部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員生産統括本部長
2016年 4月	当社生産統括本部長	2023年 4月	当社取締役常務執行役員（現任）

担当

生産統括本部、技術開発本部、IT統括本部

取締役候補者とした理由

同氏は、主に製造部門における要職を歴任し、現在では、取締役常務執行役員として生産統括本部、技術開発本部およびIT統括本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

株主総会参考書類



候補者番号

た か

お か

み

か

5

高

岡

美

佳

女性

再 任

独立役員

社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1968年6月19日生	0株	19回／19回	10年（本総会終結時）

略歴、地位

2001年 4月 大阪市立大学（現大阪公立大学）
経済研究所助教授

2002年 4月 立教大学経済学部助教授

2006年 4月 立教大学経営学部助教授

2007年 4月 立教大学経営学部准教授

2009年 4月 立教大学経営学部教授（現任）

2011年 5月 株式会社ファミリーマート社外監査役

2014年 5月 株式会社TSIホールディングス社外取締役

2014年 6月 株式会社モスフードサービス社外取締役

2015年 6月 当社社外取締役（現任）

2018年 6月 SGホールディングス株式会社社外取締役（現任）

2019年 5月 ユニー・ファミリーマート
ホールディングス株式会社
（現株式会社ファミリーマート）
社外取締役

2023年 6月 株式会社ファンケル社外取締役

2024年 6月 株式会社ニッポン社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

立教大学経営学部教授

SGホールディングス株式会社 社外取締役

株式会社ニッポン 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて経営戦略全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員長として、役員の選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に與ういただく予定です。また、筆頭独立社外取締役として、独立役員会の議長を務めるとともに、同会議の意見や提言を取締役会に伝えることを通じて、取締役会の議論活性化を推進していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に關与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断しております。

株主総会参考書類



候補者番号 みつ さだ よう すけ
6 光 定 洋 介

男性

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1963年12月24日生	0株	19回／19回	4年（本総会終結時）

略歴、地位

1986年 4月	株式会社日本債券信用銀行 （現株式会社 あおぞら銀行） 入行	2013年 7月	あすかアセットマネジメント株式会社 （現あいざわアセットマネジメント株式会社） 入社（現任）
1999年10月	ユニゾン・キャピタル株式会社入社	2013年 8月	あすかコーポレートアドバイザー 株式会社取締役ファウンディング パートナー（現任）
2002年 5月	株式会社東ハト監査役	2016年11月	夢の街創造委員会株式会社 （現株式会社出前館） 社外取締役
2002年 7月	有限会社ボルサ取締役（現任）	2019年 6月	株式会社ファイズ （現ファイズホールディングス株式会社） 社外取締役
2004年 5月	株式会社ドラッグイレブン監査役	2021年 6月	当社社外取締役（現任）
2004年 6月	オリエント信販株式会社監査役	2023年11月	マニー株式会社社外取締役（現任）
2004年 6月	株式会社マインマート・ ホールディングス監査役		
2005年 3月	あすかアセットマネジメントリミテッド （現あいざわアセットマネジメント株式会社） 入社		
2007年 4月	産業能率大学経営学部准教授		
2012年 4月	産業能率大学経営学部教授（現任）		

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
マニー株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、複数の投資会社においてファイナンス、投資・M&Aに関する実務に携わった実績があり、また、他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えてコーポレートファイナンス全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、独立役員会委員として、客観的な立場から、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会との連携強化に関与いただく予定です。

株主総会参考書類



候補者番号

おお うち

ち え こ

7

大内 智重子

女性

新任

独立役員 社外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1962年10月9日生	0株	—	—

略歴、地位

1983年 4月 株式会社電通入社

2003年 4月 同社 アカウント・プランニング・ソリューション局
メディカル・ソリューション部長

2010年 1月 同社 コミュニケーション・デザイン・センター局次長/シニア・プランニング・ディレクター

2016年 1月 同社 第3CRプランニング局長

2018年 1月 同社 執行役員

2022年 1月 同社 エグゼクティブ・アドバイザー

2022年10月 株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役（現任）

2023年 8月 ナッシュ株式会社 社外取締役（現任）

2024年 6月 大東建託株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社脱炭素化支援機構 社外取締役

ナッシュ株式会社 社外取締役

大東建託株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、株式会社電通にて、同社初の女性クリエイティブ局長・執行役員として労働環境改革、人的資本経営に携わり、DE&I推進リーダーを務めたほか、現在は他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて人的資本経営全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員として、役員の選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただく予定です。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 高岡美佳、光定洋介および大内智重子の各氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は、高岡美佳、光定洋介の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

また、大内智重子氏が社外取締役に選任された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約

当社は高岡美佳および光定洋介の両氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、大内智重子氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、各候補者の任期途中である2025年9月に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

5. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いました。各候補者の所有する当社の株式の数は、当該株式分割前の株式数を記載しています。

ご参考

取締役の選任に関する方針と手続について

当社は、適切な監督、意思決定を行うため、取締役会構成メンバーの多様性を確保するとともに、取締役会の規模の適正化に努めております。取締役会は、豊富な業務経験と専門性を有する社内取締役と、株主の利益を重視し高い専門性を活かして経営陣を監督する独立社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。また、独立社外取締役は複数名を選任し、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が独自に定める独立性判断基準の要件を満たす者としています。上記方針に基づき、取締役会にて取締役候補者を決定しております。なお、取締役候補者の選任に当たっては、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会が指名報酬委員会の答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。

また、事業年度ごとの経営責任を明確化するため、取締役の任期は1年としており、業績評価が一定基準を下回った社内取締役は、固定報酬を最大20%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置をとることで、経営と組織の健全性維持を図っております。（当社の役員報酬制度の詳細に関しては、事業報告「**3** 会社役員に関する事項（4）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に掲載しております。）

なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、当社ウェブサイト

https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/stockholder/pdf/criteria_for_judging_the_independence_of_outside_officers.pdfに掲載しております。

株主総会参考書類

ご参考

当社は、経営戦略に照らして取締役、監査役に期待する専門性および経験等を整理することで、取締役会における知識・経験・能力のバランスが適切となるように努めています。

各役員の●印は、最大5項目と上限を設けています。

第2号議案が承認された場合、監査役も含めた役員の構成は次のとおりとなります。

※下記一覧表は、対象者の有するすべての専門性や経験等を表すものではありません。

氏名				指名報酬 委員会委員	① 企業経営・ 経営戦略	② 営業・ マーケティング	③ 生産・技術・ 研究開発	
スキルの選定理由					グループの方向性と成長を導くための経験や知見が必要なため	グループの成長と収益性を向上させるための事業推進のため	ものづくりと技術、研究開発による新規事業の創出を重視するため	
取締役	藤森 康彰	男性		○	●		●	
	大橋 輝臣	男性		—	●	●		
	渡邊 秀典	男性		—	●			
	高橋 孝治	男性		—	●		●	
	高岡 美佳	女性	社外 独立役員	◎(委員長)	●	●		
	光定 洋介	男性	社外 独立役員	—	●			
	大内智重子	女性	社外 独立役員	○		●		
監査役	秋元 秀夫	男性		—				
	土井 晴之	男性		—				
	古谷 昌彦	男性	社外 独立役員	—	●			
	新島由未子	女性	社外 独立役員	—				

株主総会参考書類

	④ IT・DX	⑤ 国際ビジネス・ 海外事業経営	⑥ 法務・リスク マネジメント	⑦ 財務・管理会計・ ファイナンス	⑧ 人的資本経営	⑨ サステナビリティ・ ESG
	グループの革新と効率化および新規事業の創出に必要であるため	海外事業拡大を目標としており、その対応と管理を重視するため	法令遵守と安全な運営の確保は企業経営の前提条件と考えるため	財務的安定と効率的な資源配分をめざすため	グループの成長と競争力を支える人材戦略の構築が重要であるため	持続可能性の追求と環境・社会・ガバナンスへの配慮は中長期的な企業価値向上に不可欠であるため
			●	●		●
	●			●		●
			●	●	●	●
	●					●
				●		●
		●		●		●
			●		●	●
			●	●	●	
			●	●	●	●
		●	●	●		
			●	●		●

第3号議案

業績連動型株式報酬制度の改定の件

1. 提案の理由およびこれを相当とする理由

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）、執行役員および一部の当社子会社における役付取締役（以下、「取締役等」といいます。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT制度」といいます。）を導入しております。

本議案は、BBT制度の一部を改定し、取締役等に給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock））」（以下「本制度」といいます。）に改定することについて、ご承認をお願いするものであります。本制度は、BBT制度導入当初の目的に加え、取締役等が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線での共有を目的としております。

当社の指名報酬委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の内容は相当であるとの答申を得ていること、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「取締役7名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役3名を除く4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、取締役等の退任時とします。本制度への改定に伴い、BBT制度において取締役等に付与済みのポイ

▶ 株主総会参考書類

ントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部について当社株式として給付し、残部は当該取締役等の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の取締役および執行役員ならびに一部の当社子会社における役付取締役とします。ただし、社外取締役および監査役は対象外とします。

(3) 取締役等に給付される当社株式数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度ごとに、役員株式給付規程に基づき役位、計画に対する業績達成度等に応じて定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、当社の取締役分として162,000ポイント、当社の執行役員分として144,000ポイント、子会社の役付取締役分として36,000ポイント、合計342,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準および業績指標の見直し、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役等に付与することができるポイント数の上限およびBBT制度において取締役等に付与済みのポイントにつき、2025年4月1日を効力発生日とする株式分割に伴い調整を行っております。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案をご承認いただいた後に、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者確定日時点までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて、または当社の自己株式処分を引き受ける方法により、これを実施します。

(5) 信託金額

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から2021年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間、および当該3事業年度の経過後に開始する3事

▶ 株主総会参考書類

業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。) およびその後の各対象期間を対象としてBBT制度を導入しております。BBT制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式および金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本制度は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた適切なインセンティブとして機能させるため、株価の変動が信託により取得する株式数に与える影響を考慮し、当社が信託に拠出する金銭についての上限を設けないこととします。

本議案のご承認の後、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(6) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等は、役員株式給付規程に定める受益者確定日に所定の受益者確定手続を行うことにより、上記（3）で付与を受けた確定ポイント数に相当する当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、退任時に当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。当該金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、原則として当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、指名報酬委員会の決定により給付を受ける権利のすべてまたは一部を取得できない場合があります。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント

▶ 株主総会参考書類

数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（7）本信託内の株式に係る議決権

当社経営への中立性を確保するため、本信託勘定内の当社株式に係る議決権については、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。

（8）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から取締役等を退任する日（役員株式給付規定に定める評価対象期間の末日から直後の定時株主総会の前日までに退任した者にあつては直後の定時株主総会日）までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、取締役等を正当な理由により退任しまたは死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

株主総会参考書類

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

(ご参考)

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬に関する基本方針（2025年5月15日一部改定）

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化ならびにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みの一つと位置づけており、次に掲げる事項を役員報酬に関する基本方針として定めております。

- (1) 業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果のある報酬体系をめざす。
- (2) 経営理念の実現に向け、優秀な人材を登用できる報酬水準をめざす。
- (3) ステークホルダーへの説明責任を果たせる、透明性、公正性を重視した報酬とする。

上記方針を含む、当社の役員報酬制度に係る決定方針（報酬体系、報酬毎の構成割合、報酬額算定の決定方法等）は、「役員報酬制度規程」として明文化し、2020年2月26日（2025年3月20日に一部改定）の取締役会において制定を決議しております。

同規程の制改定も含め、当社の役員報酬制度に係る方針については、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重して決定することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。また、指名報酬委員会では、役員報酬が毎期の持続的な業績向上に加えて、中長期的な企業価値向上への取組を動機づけるインセンティブとなるよう、業績連動比率や株式報酬の割合等について、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを実施しております。なお、指名報酬委員会の概要は次のとおりであります。

〈指名報酬委員会の概要〉

設置時期	2018年10月（取締役会の任意の諮問委員会として設置）
審議事項	(取締役会の諮問に基づくもの) ・取締役等の候補者の指名に関する事項 ・取締役等の報酬等に関する事項 ・代表取締役の後継者計画に関する事項 ・取締役等の指名・報酬等に係る基本方針・基準に関する事項 ・上記のほか、取締役会が指名報酬委員会に諮問した事項 (取締役会の委任に基づくもの) ・取締役会が定める役員報酬制度規程および委任に基づく、取締役等の報酬の決定
委員構成	委員長：高岡美佳（筆頭独立社外取締役） 委 員：大内智重子（独立社外取締役）、藤森康彰（代表取締役会長） (委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする) ※第145期定時株主総会での承認後の就任を想定

株主総会参考書類

ロ. 役員報酬の体系（改定後）

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。業績連動報酬には、短期の業績連動報酬としての業績連動賞与と、中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬（株式給付信託）が含まれます。本議案ご承認後の各報酬制度の概要は次のとおりであります。

報酬等の種類		支給（給付）の形式	報酬等の内容の概要
固定報酬	固定報酬 (役位に応じた一定割合の自社株式取得目的報酬が含まれる)	金銭 (月1回支給)	年功的昇給要素を排除した取締役の役位毎の標準報酬額（シングルレート）を支給。行動および担当部門業績に係る個人評価を実施。評価（指名報酬委員会委員長等が実施）が一定基準を下回った場合は、次年度の報酬を最大20%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置を実施。
業績連動報酬	業績連動賞与	金銭 (年1回支給)	業績および企業価値向上へのインセンティブとして、事業年度毎のグループ連結業績と連動した賞与を支給。
	業績連動型株式報酬 (株式給付信託)	株式等 (在任中に一部を給付し退任時まで譲渡制限を付す)	事業年度毎のグループ連結業績等と連動した株式給付信託に基づく株式報酬を給付。報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、また株主様と同様の利益とリスクを共有し中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とする。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、月額の固定報酬のみとしております（監査役の報酬は、各監査役の役位、役割の大きさ等を基本に、監査役の協議により決定しております。）。

ハ. 役員報酬の決定プロセス

客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しております。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定並びに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、「役員報酬制度規程」に基づき算定された個人別の評価等を踏まえ、報酬額を決定しております。指名報酬委員会での審議内容は、同委員会から取締役会に適宜報告され、取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか確認を行っております。

また、取締役会は、上記報酬決定プロセスが「役員報酬制度規程」に整合していることを確認しており、当社の役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しております。

株主総会参考書類

二. 業績連動報酬で用いる業績評価指標の内容および算定方法（改定後）

<業績連動賞与>

(i) 業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
連結営業利益	当社グループの収益力および成長力の向上に向けたインセンティブ効果を機能させるため
連結売上高	

(ii) 算定方法

連結営業利益計画の達成率に応じて、指名報酬委員会が役員毎に定める賞与支給テーブルの金額から基準の額（算定基準額）を算出いたします。この算定基準額に対し、連結営業利益の絶対額および連結売上高の前年対比を考慮した係数を乗じて支給額を算定します。

《算定式》

算定基準額 (①) × 係数 1 (②) × 係数 2 (③) = 支給額

① 算定基準額の30%部分は、当事業年度における対象者の担当部門の業績評価を反映し、0～100%の範囲で変動します。

② 係数 1 は、連結営業利益の絶対額に応じた係数となり、80～175%の範囲で変動します。

③ 係数 2 は、連結売上高および連結営業利益の前年対比実績を考慮した係数となり、0～115%の範囲で変動します。

<業績連動型株式報酬（株式給付信託）>

(i) 業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
連結営業利益	中期経営計画で目標とする経営指標と連動させ、株主利益を重視することで、達成に向けたインセンティブ効果を機能させるため
ROE	
TSR（株主総利回り）	

(ii) 算定方法

役員毎に定めたポイント（以下、「役位ポイント」といいます。）に、業績評価指標の達成率および絶対値から算出される係数を乗じて、付与するポイントを決定します。なお、取締役付与されたポイントは、退任等による当社株式等の給付時に、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。

《算定式》

役位ポイント × (係数 1 (①) + 係数 2 (②) + 係数 3 (③)) = 付与ポイント

① 係数 1 は、連結営業利益の計画達成率に応じた係数となり、0～200%の範囲で変動します。

② 係数 2 は、ROEの絶対値に応じた係数となり、0～50%の範囲で変動します。

③ 係数 3 は、TSRの当社数値とTOPIX銘柄の比較値に応じた係数となり、0～50%の範囲で変動します。

第4号議案

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）の更新の件

当社は、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社の定款第13条の規定に基づき、同定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、2022年6月29日開催の第142期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」を、本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社では、旧プランについて、その後の社会・経済情勢の変化、買収への対応方針をめぐる動向および様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を勘案しつつ、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現を図る観点から、継続の是非も含め、その在り方を検討してまいりました。また、当社の企業価値の向上ひいては株主共同の利益の実現をはかる観点では、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、当社のPBR改善のためには収益力を改善させる取り組みが重要であるとの認識のもと、中期経営計画（2025年度～2027年度）のROEの目標値は8%以上に設定し、併せて株主還元を強化する方針を決定し、PBRの向上に取り組んでおります（詳細は、2025年5月15日に公表いたしました「2025～2027年度中期経営計画」をご参照ください。）。他方で、このような取り組みには一定の時間を要するものと考えております。

これらの検討の結果、当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランを下記のとおり更新することを決定いたしました（当該更新後の当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）を、本議案において「本プラン」といいます。）。

つきましては、株主の皆様の意思を適切に反映するため、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

記

当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

株主総会参考書類

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非を株主の皆様適切にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とはされていないため、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。また、公開買付規制の対象となる大量買付行為であっても、本プランにおいて大量買付者に対して提供を求めている情報と比較して公開買付届出書ないし公開買付説明書に記載を義務付けられる事項は限定されています。さらに、当社取締役会が意見表明報告書において大量買付者に対する質問を付記することは認められているものの、十分な回答が得られない可能性もあります。しかも、大量買付者が設定する公開買付期間によっては、十分な検討時間が確保されず、当社取締役会が十分な対案を提示し、独立委員会による、客観的な立場からの意見を得る余裕もないことも想定されるのであって、結果的に、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、株主の皆様がその賛否の判断を迫られる場合があることも否定できません。

以上を考慮した結果、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

Ⅱ 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社では、企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記Ⅰの基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

この取り組みは、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取り組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 理念体系の見直し

当社を取り巻く環境は、近年、急激な変化を続けております。さまざまな前提条件が変わり、新たなルールが生まれる中、ステークホルダーから求められるものもまた変化しています。こうした現状を鑑み、当社および当グループと社会とのつながり、めざす未来像や存在意義を改めて見つめ直す必要性を認識し、今般、当グループの価値観やマテリアリティ等をつぶさに見直して理念体系を再構築しました。

当グループの新たな経営理念は「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」です。一人ひとりが目標達成の強い意志を胸に柔軟な発想や技術で挑戦を続け、これまでになかった価値を創造して、ステークホルダーの皆様と共にある未来、豊かな暮らしの実現に貢献していく決意を表しました。

経営理念の実現に向けた重要課題（マテリアリティ）については、社会課題や事業環境を踏まえて見直した結果、「イ

株主総会参考書類

ノベーションを通じた社会課題解決への貢献」「事業成長の原動力となる人材戦略」「経営戦略と連動したリスクマネジメント」の3つを特定しました。社会への価値提供とサステナビリティ経営を強化を通じて、持続的な成長と企業価値の向上をめざしてまいります。

2. 長期戦略について

当グループは、出版印刷、パンフレットやカタログなどの一般商業印刷、データプリント、BPO、ICカードなどを扱う「情報系事業」と、チューブや紙器などのパッケージ類や吸湿フィルムなどの機能性材料を扱う「生活・産業資材系事業」を行っています。

近年、情報系事業では、デジタルシフトの加速により、売上高・利益の大半を占める従来型印刷市場の縮小が進んでいます。生活・産業資材系事業は、食品や日用品等の包材製造を主軸に売上高と利益を伸長してきましたが、少子高齢化の進行により国内市場は高成長の継続が見込めない状況となっています。

こうした状況を受け、当グループでは、既存事業の構造改革とともに、事業提携やM&Aなどの成長投資を積極的に実行し、選択と集中の加速による事業ポートフォリオの変革を進めてまいります。情報系事業は、売上高の規模を維持しつつ事業の重心を印刷から情報サービス（非印刷）へと移し、情報加工を中心とした質の高いサービスの提供をめざします。生活・産業資材系事業は、食品や日用品の包材製造を引き続き中心としつつ、コア技術である材料加工技術を生かした独自製品の開発で国内外の成長市場・事業分野への展開を強化します。既存事業の収益性向上と高成長かつ高収益な事業の創出・拡大に向けた施策を着実に実行することで、2034年度に営業利益120億円以上の実現を目標としております。

投資については、2034年度までに総額700億円規模を予定しております。研究開発や人的投資、M&Aを含めた成長投資に430億円程度、生産性向上に向けた設備やDX投資など既存事業への投資に270億円程度を見込んでおります。

3. 中期経営計画について

このたび策定した、2025年度を初年度とする新たな中期経営計画（2025年度から2027年度までの3ヵ年計画）は、長期戦略のファーストステップの位置付けです。既存事業の基盤強化と成長事業の着実な拡大によって躍進に向けた足場を固めるフェーズであり、事業戦略を支える財務戦略、サステナビリティ経営の深化や人的資本の強化などの非財務戦略にも注力してまいります。

既存事業では、省人化・生産性向上に向けたDX投資・設備投資を果敢に実行し、効率化を図ります。成長事業に対しては、リスキングなど事業ポートフォリオ変革に欠かせない人的投資、新規売上創出に向けた研究開発、協業を含めた事業拡大を大胆に進めてまいります。

長期戦略で描いた事業ポートフォリオ像に向かって各施策を着実に実行することで計画達成を確かなものとし、持続的な成長と企業価値のさらなる向上をめざして事業活動を進めてまいります。財務目標として、最終年度である2027年度に営業利益45億円以上、ROE8%以上の達成をめざします。

情報系事業は、まんがなどのIP（知的財産）を活用したオリジナルコンテンツや、BPOにおける情報サービス機能の開発および拡販の強化などで収益を拡大し、事業の柱に育てるとともに、生産改革を一層推進してまいります。

生活・産業資材系事業は、フタ材やラミネートチューブ、機能性包材といった食品・日用品包材の売上規模拡大と、効率化投資や継続的な価格改定により利益率を高めます。併せて、高い成長性と利益率が見込まれる「海外パッケージ」「機能性材料」「産業用包材」の育成に注力します。事業の多角化と技術開発への投資を積極的に行い、高付加価値製品の開発や市場の開拓に努めて、早期収益化に取り組めます。

当グループは、各事業における諸施策の着実な実行こそが、企業価値の向上、ひいては株主共同の利益の向上に資するものと考えております。中期経営計画の達成に全力で取り組み、株主をはじめとするステークホルダーの皆様から評価され、信頼される企業グループをめざしてまいります。

株主総会参考書類

4. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、持続的な企業活動のために財務基盤の健全性を維持した上で、株主の皆様への安定的かつ継続的な利益配分に努めております。配当は従来、連結業績、配当性向のほか、株主資本配当率（DOE）の視点等も踏まえて決定しておりましたが、新たな中期経営計画の初年度となる2025年度からは、企業価値のさらなる向上と安定的な株主還元を実現するため、配当の目安をDOE3.5%といたします。

5. コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

役員は、社外取締役3名を含む取締役7名と社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、社外取締役・社外監査役の5名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、社外取締役または社外監査役を選任するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に加え、当社が独自に定める社外役員の独立性基準を満たし、中立・公正な見地から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを確認したうえで選任しております。

これら独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員会」を設置し、議長を務める筆頭独立社外取締役を中心に、独立役員間の情報交換および取締役会への提言機能の強化を推進しております。筆頭独立社外取締役は取締役会へ提言または意見交換を申し入れることができる旨を「独立役員会規程」に定めており、代表取締役や取締役会は、必要に応じて経営等に関するさまざまな助言を得ることができる仕組みを整備しております。常勤監査役はオブザーバーとして同会議に出席し、独立社外取締役と監査役の連携体制の強化を図ることで、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めております。加えて、半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催することで、さらなるコミュニケーションの強化を図っております。

また、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保するため「指名報酬委員会」を設置しております。「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としています。当該委員会では、取締役会から経営陣の選解任等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。加えて、客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しております。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、個人別の評価等を踏まえ、「役員報酬制度規程」に基づき報酬額を決定しております。取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか適宜確認しております。

定例取締役会は月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。取締役の任期については、経営責任を明確化し株主による信任の機会を適切に設けるため、1年としております。取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間がとれるよう会日に先立って資料を配付し、社外役員に対しては必要に応じて事前説明を行うこととしております。なお、継続的に取締役会の実効性向上を図るため、年に1回取締役会のあり方について取締役および監査役による自己評価および議論を行う機会を設けております。

業務執行体制に関しては、取締役会の決定に基づく執行役員制度を導入しております。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を週1回開催することで、意思決定における審議の機動性を高めております。また、経営執行会議を補完する機関として戦略会議を設置し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っております。

経営リスクへの対処については、法改正等の動きや経営環境の変化に十分留意しながら、各種の社内規程や組織体制を整備しております。全社的な重要課題に対しては、全社ERM事務局が中心となってリスクの特定・分析・評価を行い、

株主総会参考書類

担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」「企業倫理委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの専門委員会と連携し、継続的な活動を行っています。

当社は監査役会設置会社として、2名の社外監査役を含む4名の監査役による監査体制を採用しております。月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会、その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する報告を求めています。

内部監査については、独立部門として設置された監査室が行っております。監査室はグループ会社を含む各部署を対象に、法令および社内規程の遵守状況や業務の適正性等に関する監査をテーマごとに順次行っております。監査後の改善状況の確認については、半年から1年後にフォローアップ監査を実施しております。監査室、監査役会および会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を通じて連携を保っております。

コンプライアンス体制の強化については、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口として「倫理相談室」を設置するとともに、職場でのトラブルや悩みなどの相談・通報を匿名でも受け付ける外部相談窓口「職場のヘルプライン」を設け、公正で透明性のある内部通報制度の運営に努めています。加えて、取締役に係る通報の専用受付として経営からの独立性を有する「監査役ルート」を設定、営業部門には「同業他社との接触記録の義務づけ」や「メールを常時監視する外部システムの導入」など、さらなる体制の強化を図っております。また、全グループ役員・従業員に向けたコンプライアンス教育を計画的・継続的に実施し、独占禁止法をはじめとする各種法令に対する理解促進に努めています。「カルテル・談合防止規程」の制定をはじめとする管理体制の厳格化や内部監査の徹底とあわせ、グループ全体のコンプライアンス意識向上・体制強化を図っております。

以上のような体制をとることで監査機能の強化を図り、経営の健全性、透明性を確保しております。今後も機動的な取締役会運営と効率的で迅速な業務執行を心掛け、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも増加しています。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

株主総会参考書類

(2) 本プランの必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記(1)のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに対象となる大量買付行為の追加、情報提供期間の追加および株主意思確認総会の決議要件に係る例外的追加等の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項、③大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続

旧プランは、2007年6月28日開催の当社第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第13条に基づき、2022年6月29日開催の当社第142期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

株主総会参考書類

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

当社は、当社取締役会が別途定める場合を除き、以下のいずれかに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置の発動を検討いたします。

- i. 当社が発行者である株券等*1について、保有者*2の株券等保有割合*3が20%以上となる買付け
- ii. 当社が発行者である株券等*4について、買付け*5を行う者の株券等所有割合*6およびその特別関係者*7の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の買付け
- iii. 上記 i または ii に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の保有者が、当社の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本 iii において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の保有者が当該特定の保有者の共同保有者*8に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係*9を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上になるような場合に限りします。）であると合理的に判断される行為*10

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含むものとします（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。ii において同じとします。
- 5 買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類する者を含みます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響、その他当該特定の保有者と当該他の保有者との間に意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。組合その他のファンデに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- 10 本 iii 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本 iii の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、保有者に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）に本プランを掲載しております。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本

株主総会参考書類

語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。ただし、大量買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求める等の恣意的な運用防止の観点から、当社取締役会が大量買付者に対して本必要情報の提供を要請し大量買付者が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）を、当社が大量買付者に対して本必要情報の提供を要求した日の翌日から起算して60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に提出されない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で情報提供にかかる大量買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって取締役会評価期間（下記③で定義されます。）を開始するものとします。もっとも、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合のみ、必要に応じて30日間を限度として情報提供期間を延長することがあります。

- a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）
- g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グループに係る利害関係者の処遇方針

株主総会参考書類

- h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会（下記⑤に定義します。）を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守さ

株主総会参考書類

れた場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、高岡 美佳氏、光定 洋介氏、大内 智重子氏、古谷 昌彦氏および新島 由未子氏の合計5名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙1「独立委員会委員の氏名および略歴」に記載のとおりであり、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iii に定めるとおり、下記⑥ ii の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することもできるものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまたは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

株主総会参考書類

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- a. 高値買取要求を狙う買収である場合
- b. 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- c. 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- d. 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価急上昇の機会を狙って株式を高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - (i) 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - (ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

iii. 株主意思確認総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主意思確認総会の開催に要す

株主総会参考書類

る時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付行為の態様等（買付手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕等）を踏まえて、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者およびその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じです。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会の開催を決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ iii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を確認するために株主意思確認総会が開催された場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要、上記株主意思確認総会の決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主意思確認総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思を確認するための株主意思確認総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

株主総会参考書類

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、大量買付者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとしします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で大量買付者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2028年6月開催予定の2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえた上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2025年5月15日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2028年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

株主総会参考書類

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手続により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大量買付者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大量買付者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様は当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が本新株予約権の行使期間中にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることになります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

株主総会参考書類

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が本新株予約権の要項に従い行使が禁じられている大量買付者およびその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決議された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅳ 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収への対応方針に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収への対応方針の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2（2）に記載のとおり、本総会において本議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねることを前

株主総会参考書類

提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2 (3) ⑥ iii 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様の意思を確認することができるものとしております。従って、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2 (3) ④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2 (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

以 上

株主総会参考書類

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新に当たり、独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

高岡 美佳（たかおか みか）

※略歴は、第2号議案（候補者番号5）に記載のとおりです。

光定 洋介（みつさだ ようすけ）

※略歴は、第2号議案（候補者番号6）に記載のとおりです。

大内 智重子（おおうち ちえこ）

※略歴は、第2号議案（候補者番号7）に記載のとおりです。

古谷 昌彦（ふるたに まさひこ）

略歴： 1980年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1998年 6月 マサチューセッツ工科大学 経営学修士課程 修了
2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行アジア業務管理部長
2006年 3月 株式会社みずほ銀行コーポレートファイナンス部長
2007年 4月 同 行 執行役員コーポレートファイナンス部長
2009年 4月 同 行 常務執行役員
2011年 4月 同 行 常務取締役
2012年 4月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブコロンバス（アメリカンファミリー生命保険会社）日本支社（現アフラック生命保険株式会社）専務執行役員
2013年 7月 同 社 副社長
2015年 6月 株式会社データ・キーピング・サービス副社長執行役員
2016年 1月 同 社 代表取締役社長
2019年 6月 当社社外監査役（現任）
2022年 6月 株式会社データ・キーピング・サービス顧問
2022年 7月 清和総合建物株式会社顧問（現任）

新島 由未子（にいじま ゆみこ）

略歴： 2009年 12月 弁護士登録
2010年 1月 山田法律特許事務所入所（現任）
2018年 4月 株式会社丹青社 社外取締役（監査等委員）
2021年 6月 野村マイクロ・サイエンス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年 9月 公認不正検査士登録
2023年 6月 当社社外監査役（現任）

株主総会参考書類

(別紙2)

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）（以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、第1項後段に定める契約に別段の定めがない限り、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 4 ①増員または②補欠により選任された委員の任期は、それぞれ①他の委員の任期または②退任する委員の任期の満了する時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいづれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

株主総会参考書類

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

株主総会参考書類

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
 - a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
 - I 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合の合計
 - II 当社が発行者である株券等について買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
 - b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。以下a. II において同じ。
 - c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。
 - d. 「買付け」とは、買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。以下別段の定めがない限り同じ。
 - e. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
 - f. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - g. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
 - h. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下別段の定めがない限り同じ。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）
- ③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

株主総会参考書類

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
- ③ 第9項②の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することがある。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

株主総会参考書類

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以上

(ご参考)

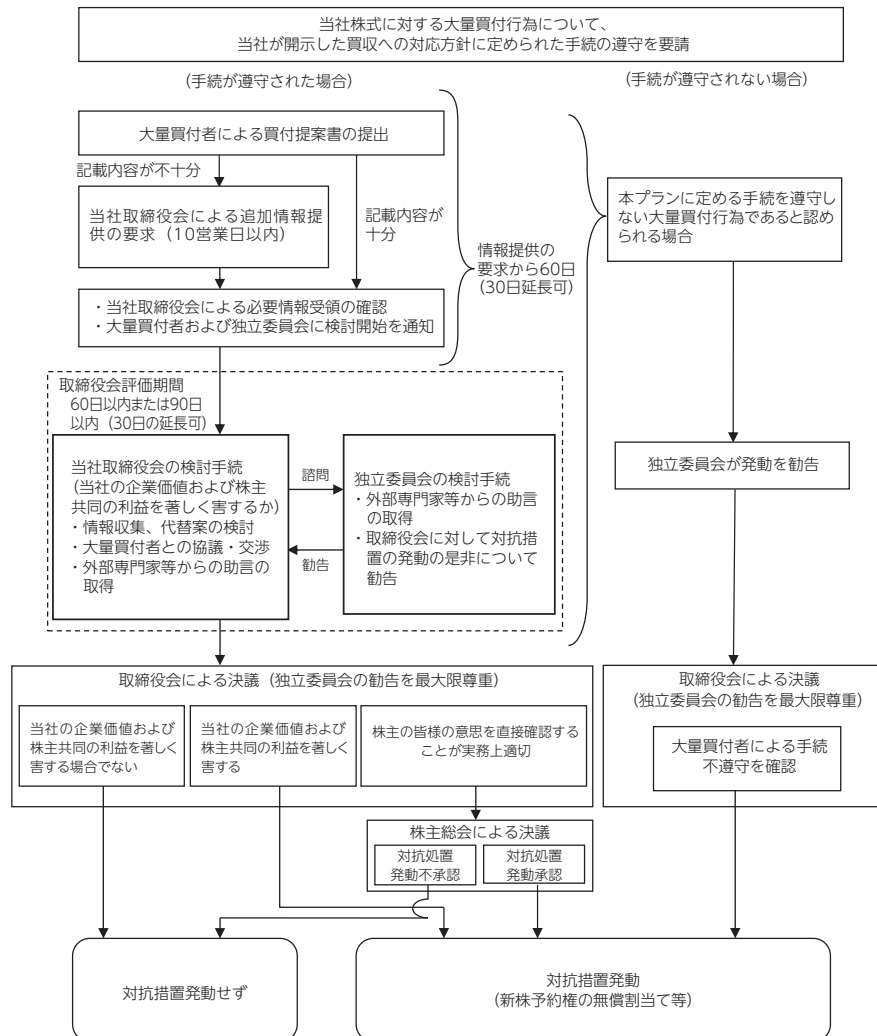
I 当社株式の状況（2025年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 36,080,000株
2. 発行済株式総数 7,293,587株（自己株式1,076,413株を除く）
3. 株主数 5,588名
4. 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	681	9.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・D I C 株式会社口）	600	8.23
東京インキ株式会社	583	8.00
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	255	3.50
a r t i e n c e 株式会社	216	2.97
朝日生命保険相互会社	200	2.74
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	191	2.62
株式会社みずほ銀行	189	2.59
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	170	2.34
共同印刷従業員持株会	165	2.27

Ⅱ 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、一部に足踏みがみられたものの、雇用や所得環境が改善する中で緩やかな回復が続きました。しかし、国内景気の先行きは、米国の通商政策の影響による下振れリスクが懸念されるほか、金融資本市場の変動等の影響に対しても一層の注意を要する状況となっております。

このような状況の中、当グループは、中期経営方針「豊かな社会と新たな価値を創造するために未来起点の変革に挑戦」に基づき、各施策を推進しました。

情報系事業では、「印刷事業で培った強みを軸とし、新たな価値創出を実現」するため、版權元との関係性を生かした企画展開催などライセンスビジネスの拡大を進めました。また、当グループの高いセキュリティ環境を生かし、業務のデジタルシフトを支援する製品・サービスの提案で事業機会の獲得に取り組むとともに、引き続き旺盛な旅客流動に対応するべく、乗車券類とICカードの安定供給体制の維持・整備に努めました。生産体制の効率化に向けては、グループ会社の統廃合および製造拠点の集約を行いました。

生活・産業資材系事業では、「パッケージソリューションベンダーの地位確立」に向け、製品ラインアップを拡充するべく、生活利便性向上とプラスチック使用量削減の両立に貢献する製品の開発を進め、高付加価値製品の拡販に努めました。また、原材料費の高騰に対応し、適切な価格交渉を推進しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は999億7千7百万円（前期比3.1%増）、営業利益は23億3千1百万円（前期比47.8%増）、経常利益は27億4千6百万円（前期比31.8%増）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益28億2千1百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は33億1千万円（前期比121.3%増）となりました。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

セグメント別の概況は以下のとおりです。

セグメント別売上高

セグメント区分 (部門)	前連結会計年度 2024年3月期		当連結会計年度 2025年3月期		前連結会計年度 比増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報コミュニケーション	34,714	35.8	34,658	34.7	△ 0.2
情報セキュリティ	28,697	29.6	30,755	30.8	7.2
生活・産業資材	31,464	32.4	32,331	32.3	2.8
その他	2,116	2.2	2,231	2.2	5.5
合計	96,992	100.0	99,977	100.0	3.1

情報コミュニケーション部門

出版印刷は、定期刊行物は雑誌の堅調な推移と付録などの増加で前期並みでしたが、書籍はコミックスや単行本の減少により全般的に低調となり、全体では下回りとなりました。一般商業印刷は、Webカタログなどのデジタル制作関連やカタログ・情報誌が好調に推移しましたが、POPの大型案件の減少による不振などが影響し、前期並みとなりました。

以上の結果、部門全体の売上高は346億5千8百万円（前期比0.2%減）、営業損失は1億7千6百万円（前期は営業損失2億8千6百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

ビジネスフォームは、金融機関向けBPOが低調でしたが、官公庁向けのデータプリントが増加し、前期を上回りました。証券類とカードは、インバウンド需要をはじめとする旺盛な旅客流動の継続により、乗車券類が増加、交通系ICカードも堅調に推移し、前期を上回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は307億5千5百万円（前期比7.2%増）、営業利益は19億5千4百万円（前期比45.1%増）となりました。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

生活・産業資材部門

紙器はラップカートンが減少しましたが、ティッシュカートンが増加し、前期を上回りました。軟包装は即席めんなどの食品向けフタ材が好調、日用品向け詰替え用パウチなどのリキッドパッケージも順調に推移し、前期を上回りました。チューブは、歯磨き向けが減少したものの、ヘアケア製品向けの好調により化粧品向けが増加し、前期並みに推移しました。調味料向けのブローチューブは受注が好調、ブローボトルも堅調に推移し、前期を上回りました。産業資材は医薬品向けの受注が増加し、前期を上回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は323億3千1百万円（前期比2.8%増）、営業利益は12億1千1百万円（前期比6.4%増）となりました。

その他

売上高は22億3千1百万円（前期比5.5%増）、営業利益は1億6千1百万円（前期比20.3%減）となりました。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は49億4千3百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分 (部門)	設備投資額 (百万円)	前連結会計年度比増減率 (%)
情報コミュニケーション	534	8.9
情報セキュリティ	2,806	137.7
生活・産業資材	1,192	41.2
その他	169	△ 1.0
全社（共通）	241	△ 64.1
合計	4,943	47.2

また、上記所要資金につきましては、自己資金により賄っています。

② 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(3) 対処すべき課題

当グループは、中期経営方針「豊かな社会と新たな価値を創造するために未来起点の変革に挑戦」を掲げ、既存事業における安定的な収益基盤の確立とグループの柱となる新規事業の育成をめざして、2021年度から4カ年の中期経営計画に取り組んでまいりました。5つの重点テーマ「既存事業の事業基盤強化」「新規事業領域の探索」「環境戦略」「人材戦略」「経営管理機能の強化」に対し、グループ会社の統廃合や生産拠点の集約、学び分野の拡大や紙ラミネートチューブの製品化などの成果があったほか、TCFD提言への賛同やDX戦略策定など、取り組みを着実に進めました。一方、経営環境は、コロナ禍の長期化によるデジタルシフトの加速、地政学リスクの高まり等を受けた原材料をはじめとする各種コストの高騰などの影響下で推移しました。

以上の結果、3つの目標のうち営業利益は及ばなかったものの、ROEは政策保有株式の縮減を積極的に進めたこともあり5%を達成しました。年間配当は、目標の配当性向30%以上に基つき期初予想から5円増配し、1株当たり140円といたしました。

社会環境の変化が加速度を増すなか、企業に対する社会や市場からの要請も高度化しております。当グループがステークホルダーの期待に応えて持続的な成長を続けるには成長戦略の明確化が不可欠との認識のもと、今般、当グループの価値観やマテリアリティ等をつぶさに見直して理念体系を再構築しました。

新しい経営理念「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」は、コーポレートブランドTOMOWELの「関わるすべてと共に良い関係を築く」という想いと連動しています。経営理念の実現に向け10年後の2034年度にありたい姿として長期ビジョン「NexTOMOWEL2034 共に挑もう、共に超えよう。」を定め、3つのマテリアリティを特定しました。また、達成への長期戦略と2025年度を起点とする3カ年の中期経営計画を策定しました。

当グループは、大きく出版印刷や販促・業務支援、ICカードなどを扱う「情報系事業」と、チューブや紙器などの各種包材と吸湿フィルムなどの機能性材料を扱う「生活・産業資材系事業」を行っています。長期戦略はこの二つを柱とし、選択と集中による事業ポートフォリオの変革を進めて、資本効率を高めながら営業利益120億円以上を実現することを目標としております。

情報系事業では、売上高の規模を維持しつつ事業の重心を印刷から情報サービス（非印刷）へ移し、情報加工を中心とした質の高いサービスの提供をめざします。生活・産業資材系事業では、食品や日用品の包材製造を引き続き中心としつつ、コア技術である材料加工技術を生かした独自製品の開発で国内外の成長市場・事業分野への展開を強化してまいります。

投資については、2034年度までに総額700億円規模を計画しております。研究開発や人的投資、M&Aを含めた成長投資に400億円程度、生産性向上に向けた設備やDX投資など既存事業への投資に300億円程度を見込んでおります。

2025年度を初年度とする中期経営計画は、長期戦略のファーストステップの位置付けであり、躍進

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

に向けた足場を固めるフェーズです。従来の延長線上ではない新しい挑戦によって既存事業の収益性向上と成長事業の着実な育成に取り組むとともに、事業戦略を支える財務戦略、サステナビリティ経営の深化や人的資本の強化などの非財務戦略にも注力してまいります。

目標は、最終年度にあたる2027年度に営業利益45億円以上、ROE 8 %以上といたしました。さらに、企業価値の向上と安定的な株主還元を実現するため、DOE 3.5 %を目安とした配当を行ってまいります。

情報系事業では、まんがなどのIP（知的財産）を活用したオリジナルコンテンツや、BPOにおける情報サービス機能の開発および拡販の強化などで収益を拡大し、事業の柱に育てるとともに、生産改革を一層推進してまいります。

生活・産業資材系事業では、効率化投資や継続的な価格改定も進めて食品・日用品向け包材の事業規模を拡大しつつ、高い成長性と利益率が見込める「海外パッケージ」「機能性材料」「産業用包材」の育成に注力します。海外パッケージはラミネートチューブだけでなく軟包装等にも注力して多角化を進めます。機能性材料と産業用包材は、材料加工技術を核とした高付加価値製品の開発や市場の開拓に努めて、早期収益化に取り組めます。

当グループは、新しい経営理念「創意と熱意で新たな価値を生み出し、共にある未来を実現する」のもと、社会や市場の要請に応え、社員一人ひとりが持続的な成長と企業価値のさらなる向上に取り組むことで、ステークホルダーの皆さまから評価され、信頼される企業グループをめざしてまいります。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第142期	第143期	第144期	第145期
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	(当連結会計年度) 2025年3月期
売上高 (百万円)	88,416	93,363	96,992	99,977
経常利益 (百万円)	1,298	1,289	2,083	2,746
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	683	1,253	1,495	3,310
1株当たり当期純利益 (円)	83.70	159.35	199.24	115.00
総資産 (百万円)	129,121	123,471	131,815	126,168
純資産 (百万円)	61,277	57,720	63,120	62,913
1株当たり純資産 (円)	7,696.80	7,575.80	8,662.59	2,233.66

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式については、「株式給付信託 (BBT、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算出しています。
2. 2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。第145期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、当該株式分割が当期首に行われたと仮定して算定しています。
3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しています。この結果、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっています。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(5) 重要な子会社の状況

(2025年3月31日現在)

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容 (セグメント区分)
(株)コスモグラフィック	95	100.0	製版 (情報コミュニケーション)
共同印刷メディアプロダクト(株)	60	100.0	刷版・印刷・製本加工 (情報コミュニケーション)
デジタルカタパルト(株)	100	71.4	電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション)
共同印刷西日本(株)	200	100.0	印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ)
TOMOWEL Payment Service(株)	70	99.2	決済ソリューション (情報セキュリティ)
常磐共同印刷(株)	78	100.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同NP Iパッケージ(株)	45	65.0	紙器製品の製造 (生活・産業資材)
共同ブローボトル(株)	45	100.0	ブローボトルの製造 (生活・産業資材)
共印商貿(上海)有限公司	百万人民幣 6	100.0	包装材料の販売 (生活・産業資材)
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	百万ベトナムドン 331,439	100.0	チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
PT. Arisu Graphic Prima	百万インドネシアルピア 80,000	99.0	チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
PT. Arisu Indonesia	百万インドネシアルピア 104,615	98.9 (98.9)	チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同物流 (株)	70	100.0	梱包・輸送 (その他)
TOMOWELビジネスパートナー(株)	20	100.0	不動産管理 (その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ(株)	60	100.0	システム開発 (その他)

- (注) 1. 2024年4月1日付で、共同印刷マーケティングソリューションズ(株)は、共同印刷(株)を存続会社、共同印刷マーケティングソリューションズ(株)を消滅会社とする吸収合併を行っています。
2. 2024年10月1日付で、共同エフテック(株)は、共同印刷西日本(株)を存続会社、共同エフテック(株)を消滅会社とする吸収合併を行っています。
3. 当社の議決権比率欄の(内書)は、間接所有割合です。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(6) 主要な事業内容

(2025年3月31日現在)

セグメント区分	主要な製品・事業内容
情報コミュニケーション	週刊誌、月刊誌、季刊誌、単行本、全集、教科書、ポスター、カレンダー、広告宣伝媒体および装飾展示等の企画・制作、電子書籍等
情報セキュリティ	各種ビジネスフォーム、証券類、各種カード、データプリント、BPO、決済ソリューション等
生活・産業資材	紙器、軟包装用品、各種チューブ、ブローボトル、金属印刷、建材用品印刷、電子機器部品、高機能材料等
その他	物流業、不動産管理業等

(7) 主要な営業所および工場等 (2025年3月31日現在)

本店	東京都文京区小石川四丁目14番12号	
営業所	本社営業所	(東京都文京区)
	交通事業部 (関西)	(大阪府大阪市)
	共同印刷西日本 (株) 大阪	(大阪府大阪市)
	共同印刷西日本 (株) 名古屋	(愛知県名古屋市)
	デジタルカタパルト (株)	(東京都文京区)
	共印商貿 (上海) 有限公司	(中華人民共和国上海市)
	共同物流 (株)	(埼玉県越谷市)
工場等	共同印刷メディアプロダクト (株) 五霞工場	(茨城県五霞町)
	鶴ヶ島工場	(埼玉県鶴ヶ島市)
	川島ソリューションセンター	(埼玉県川島町)
	共同印刷西日本 (株) 京都工場	(京都府久御山町)
	共同印刷西日本 (株) 名古屋カードセンター	(愛知県名古屋市)
	守谷工場・共同NPIパッケージ (株)	(茨城県守谷市)
	小田原工場	(神奈川県小田原市)
	相模原工場	(神奈川県相模原市)
	和歌山工場	(和歌山県有田川町)
	常磐共同印刷 (株)	(茨城県北茨城市)
	共同ブローボトル (株)	(茨城県小美玉市)
	KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	(ベトナム社会主義共和国ビエンホワ市)
	PT. Arisu Graphic Prima スラバヤ	(インドネシア共和国スラバヤ市)
	PT. Arisu Graphic Prima カラワン	(インドネシア共和国カラワン県)

(注) 当社の主要な営業所および工場等には、当社の主要な子会社が含まれています。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
情報コミュニケーション	818	△6
情報セキュリティ	805	△14
生活・産業資材	947	△4
その他	251	8
全社(共通)	394	4
合計	3,215	△12

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,907	35	45.1	16.4

(注) 1. 従業員数は就業人員（企業集団外からの出向者を含み、企業集団外への出向者は含まず）であり、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー等）は含まれていません。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は管理部門および研究開発部門に所属しているものであります。

(9) 主要な借入先

(2025年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,200
三井住友信託銀行株式会社	1,560

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

2 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,080,000株
(2) 発行済株式の総数 8,370,000株
(3) 株主数 5,588名
(4) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	681	9.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・D I C 株式会社口)	600	8.23
東京インキ株式会社	583	8.00
株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口)	255	3.50
artience株式会社	216	2.97
朝日生命保険相互会社	200	2.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	191	2.62
株式会社みずほ銀行	189	2.59
INTERACTIVE BROKERS LLC	170	2.34
共同印刷従業員持株会	165	2.27

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,076,413株を控除して計算しています。
2. 当社への出資状況の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 681千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) 255千株
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 191千株
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口の持株数600千株は、DIC株式会社から同信託銀行へ退職給付信託として信託設定された信託財産です。信託約款上、当該株式の議決権はDIC株式会社が留保しています。
4. 株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) の持株数255,100株のうち、725株 (株式分割後2,900株) は2025年3月31日に共同印刷従業員持株会へ売渡されています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
監査役	200株	1 名

- (注) 監査役に交付された株式は、監査役就任前の執行役員としての職務執行の対価として当事業年度中に交付されたものです。

▶ 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、普通株式1株につき4株の割合をもって、2025年4月1日付で株式分割を行いました。これに伴い、発行可能株式総数は133,920,000株に、また、発行済株式の総数は33,480,000株にそれぞれ増加しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

役 名	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤森 康彰	監査室、秘書室担当
取締役 副社長執行役員	渡邊 秀典	グループコーポレート本部長 兼 経営企画本部担当
取締役 副社長執行役員	大橋 輝臣	事業統括
取締役 常務執行役員	高橋 孝治	生産統括本部、技術開発本部、IT統括本部担当
取 締 役	高岡 美佳	立教大学経営学部教授 SGホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社ニッポン 社外取締役
取 締 役	内藤 常男	
取 締 役	光定 洋介	産業能率大学経営学部教授 マニー株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	秋元 秀夫	
常 勤 監 査 役	土井 晴之	
監 査 役	古谷 昌彦	
監 査 役	新島由未子	弁護士 野村マイクロ・サイエンス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳、内藤常男および光定洋介の各氏は社外取締役であります。
2. 取締役高岡美佳氏は、2024年6月26日付で株式会社モスフードサービスの社外取締役を退任いたしました。同年6月27日付で株式会社ニッポンの社外取締役に就任いたしました。同年12月20日付で株式会社ファンケルの社外取締役を退任いたしました。
3. 監査役のうち、古谷昌彦および新島由未子の両氏は社外監査役であります。
4. 常勤監査役秋元秀夫および土井晴之の両氏は、過去に当社の経営管理部門において、長年にわたり業務に携わっていたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役新島由未子氏は、2024年4月25日付で株式会社丹靑社の社外取締役 (監査等委員) を退任いたしました。
6. 監査役塩澤幹彦氏は、2024年6月27日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出しています。

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約）

社外取締役および社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

（３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社連結子会社等の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社および当社連結子会社が負担しています。

当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

（４）当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化ならびにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みの一つと位置づけており、次に掲げる事項を役員報酬に関する基本方針として定めています。

- （１）業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果のある報酬体系をめざす。
- （２）グループ経営理念とTOMOWEL WAYの実現に向け、優秀な人材を登用できる報酬水準をめざす。
- （３）ステークホルダーへの説明責任を果たせる、透明性、公正性を重視した報酬とする。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

上記の基本方針を含む、当社の役員報酬の内容に係る決定方針（報酬体系、報酬毎の構成割合、報酬額算定の決定方法等）は、「役員報酬制度規程」として明文化し、2020年2月26日（2025年3月21日に一部改定）の取締役会において制定を決議しています。

同規程の制改定も含め、当社の役員報酬制度に係る方針については、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重して決定することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めています。また、指名報酬委員会では、役員報酬が毎期の持続的な業績向上に加えて、中長期的な企業価値向上への取り組みを動機づけるインセンティブとなるよう、業績連動比率や株式報酬の割合等について、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを実施しています。なお、指名報酬委員会の概要は次のとおりであります。

〈指名報酬委員会の概要〉

設置時期	2018年10月（取締役会の任意の諮問委員会として設置）
審議事項	(取締役会の諮問に基づくもの) ・取締役等の候補者の指名に関する事項 ・取締役等の報酬等に関する事項 ・代表取締役の後継者計画に関する事項 ・取締役等の指名・報酬等にかかる基本方針・基準に関する事項 ・上記のほか、取締役会が指名報酬委員会に諮問した事項 (取締役会の委任に基づくもの) ・取締役会が定める役員報酬制度規程および委任に基づく、取締役等の報酬の決定
委員構成	委員長：高岡美佳（筆頭独立社外取締役） 委 員：内藤常男（独立社外取締役）、藤森康彰（代表取締役社長） (委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする)

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

ロ. 役員報酬の体系

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成されています。業績連動報酬には、短期の業績連動報酬としての業績連動賞与と、中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬（株式給付信託）が含まれます。各報酬制度の概要は次のとおりであります。

報酬等の種類		支給（給付）の形式	報酬等の内容の概要
固定報酬	固定報酬 （役位に応じた一定割合の自社株式取得目的報酬が含まれる）	金銭 （月 1 回支給）	年功的昇給要素を排除した取締役の役位毎の標準報酬額（シングルレート）を支給。行動および担当部門業績に係る個人評価を実施。評価（指名報酬委員会委員長等が実施）が一定基準を下回った場合は、次年度の報酬を最大 20%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置を実施。
	業績連動賞与	金銭 （年 1 回支給）	業績および企業価値向上へのインセンティブとして、事業年度毎のグループ連結業績と連動した賞与を支給。
業績連動報酬	業績連動型株式報酬 （株式給付信託）	株式等 （退任時に給付）	事業年度毎のグループ連結業績と連動した株式給付信託に基づく株式報酬を給付。報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とする。

なお、社外取締役および監査役の報酬については、月額固定報酬のみとしています（監査役の報酬は、各監査役の役位、役割の大きさ等を基本に、監査役の協議により決定しています。）。

ハ. 役員報酬の決定プロセス

客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しています。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、「役員報酬制度規程」に基づき算定された個人別の評価等を踏まえ、報酬額を決定しています。指名報酬委員会での審議内容は、同委員会から取締役会に適宜報告され、取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか確認を行っています。

また、取締役会は、上記報酬決定プロセスが「役員報酬制度規程」に整合していることを確認しており、当社の役員報酬の決定方針に沿うものであると判断しています。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

なお、当事業年度において、役員報酬の決定に関わる指名報酬委員会の活動内容は以下のとおりであります。

- ・2024年4月18日：2023年度 業績連動賞与について
- ・2024年6月21日：業績連動型株式報酬（株式給付信託）について
- ・2025年3月21日：2025年度 固定報酬額について

二. 業績連動報酬で用いる業績評価指標の内容および算定方法

【業績連動賞与】

(i) 業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
連結経常利益	当社グループの収益力および成長力の向上に向けたインセンティブ効果を機能させるため
連結売上高	

(ii) 算定方法

連結経常利益計画の達成率に応じて、指名報酬委員会が役位毎に定める賞与支給テーブルの金額から基準の額（算定基準額）を算出いたします。この算定基準額に対し、連結経常利益の絶対額および連結売上高の前年対比を考慮した係数を乗じて支給額を算定しています。

《算定式》

算定基準額 (①)	×	係数 1 (②)	×	係数 2 (③)	=	支給額
-----------	---	----------	---	----------	---	-----

①算定基準額の30%部分は、当事業年度における対象者の担当部門の業績評価を反映し、0～100%の範囲で変動します。

②係数 1 は、連結経常利益の絶対額に応じた係数となり、80～175%の範囲で変動します。

③係数 2 は、連結売上高および連結経常利益の前年対比実績を考慮した係数となり、0～145%の範囲で変動します。

(iii) 当事業年度における業績評価指標の実績値に基づく係数

・係数 1

指標の種別	実績値（連結）（百万円）	係数
連結経常利益	2,746	1.00

・係数 2

指標の種別	前年度（連結）（百万円）	実績値（連結）（百万円）	係数
連結経常利益	2,083	2,746	1.32
連結売上高	96,992	99,977	

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

【業績連動型株式報酬（株式給付信託）】

(i) 業績評価指標

指標の種別	指標の選定理由
連結営業利益	中期経営計画で目標とする経営指標と連動させることで、達成に向けたインセンティブ効果を機能させるため
ROE	

(ii) 算定方法

役位毎に定めたポイント（以下、「役位ポイント」といいます。）に、業績評価指標の絶対値から算出される係数を乗じて、付与するポイントを決定します。なお、取締役が付与されたポイントは、退任等による当社株式等の給付時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

《算定式》

$$\boxed{\text{役位ポイント}} \times (\boxed{\text{係数1 (①)}} + \boxed{\text{係数2 (②)}}) = \boxed{\text{付与ポイント}}$$

①係数1は、連結営業利益の絶対値に応じた係数となり、0～150%の範囲で変動します。

②係数2は、ROEの絶対値に応じた係数となり、0～50%の範囲で変動します。

(iii) 当事業年度における業績評価指標の実績値に基づく係数

・係数1

指標の種別	実績値（連結）（百万円）	係数
連結営業利益	2,331	0.00

・係数2

指標の種別	実績値（連結）（%）	係数
ROE	5.3	0.50

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬 (株式給付信託)	
取締役	249	187	58	4	7
(うち社外取締役)	(27)	(27)	(－)	(－)	(3)
監査役	47	47	－	－	5
(うち社外監査役)	(15)	(15)			(2)

- (注) 1. 監査役の報酬等の額には、2024年6月27日開催の第144期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
2. 取締役の業績連動型株式報酬の額には、当事業年度における業績連動型株式給付信託（BBT）に係る費用計上額を記載しております。
3. 使用人兼務取締役はおりません。
4. 取締役の報酬額（固定報酬および業績連動賞与）は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額6億円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は16名となります。
5. 業績連動型株式報酬（株式給付信託）は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会において制度導入が決議されています。本制度は年額6億円以内と決議されている報酬額とは別枠で、3事業年度毎に、合計180百万円（うち当社の取締役分として85百万円）を上限に、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は6名（社外取締役は除く）となります。
6. 監査役の報酬額は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額95百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況

取締役 高岡美佳氏は、SGホールディングス株式会社の社外取締役および株式会社ニッポンの社外取締役を兼務しています。なお、当社は、SGホールディングス株式会社および株式会社ニッポンとの間に特別の関係はありません。

取締役 光定洋介氏は、マニー株式会社の社外取締役を兼務しています。なお、当社は、マニー株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役 新島由未子氏は、野村マイクロ・サイエンス株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しています。なお、当社は、野村マイクロ・サイエンス株式会社との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

氏 名	取締役会等への出席状況	発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
高岡 美佳	取締役会：19回中19回 指名報酬委員会：9回中9回 独立役員会：2回中2回	同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、経営戦略全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、筆頭独立社外取締役として、当社の経営課題に関して積極的に発言し議論を主導する等、取締役会の議論活性化に貢献しました。
内藤 常男	取締役会：19回中19回 指名報酬委員会：9回中9回 独立役員会：2回中2回	同氏は、複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、企業経営全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、指名報酬委員会委員として、役員の選解任、役員報酬制度等に関して積極的に発言する等、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に貢献しました。
光定 洋介	取締役会：19回中19回 独立役員会：2回中2回	同氏は、複数の事業法人においてファイナンス、投資・M&Aに関する実務に携わった実績があり、また、他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場から、コーポレートファイナンス全般に関する有益な助言を行っており、適切な役割を果たしています。また、独立役員会委員として、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みに関して積極的に発言する等、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に貢献しました。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

・社外監査役

氏 名	取締役会等への出席状況	発言状況
古谷 昌彦	取締役会：19回中19回 監査役会：14回中14回 独立役員会：2回中2回	同氏は、複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、豊富な経験と幅広い知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
新島由未子	取締役会：19回中19回 監査役会：14回中14回 独立役員会：2回中2回	同氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識を有しており、また他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しています。こうした豊富な経験に基づき、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。

(注) 1. 取締役 高岡美佳氏は、指名報酬委員会委員長を務めるほか、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役に選任され、独立役員会の議長を務めています。

2. 上表の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 46百万円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の子会社である共印商貿(上海)有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT. Arisu Graphic Primaは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

Ⅴ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況

（１）業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2006年5月2日開催の取締役会において内部統制基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。（最終改定 2016年6月29日）

内部統制基本方針

当企業グループは「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」を経営理念として掲げている。経営理念の実現と企業グループの持続的発展に向けて、業務の適正および有効性を確保するために内部統制システムを一層充実させて、公正で信頼される企業グループを目指す。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守する。取締役の職務執行の適正については、監査役会の定める監査の方針に従い、各監査役の監査対象とするほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図るものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当企業グループは取締役会議事録、重要決裁文書その他取締役の職務の執行に係る文書の保存を定款、文書保存管理規程の定めるところに従い、適切に保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、取締役の監督のもと各部門が権限の範囲内で日常的なリスク管理を行う。「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進し、リスク発生の抑制に努める。不測の事態が発生した場合は、「危機管理委員会」を開催し、担当執行役員が委員長となって、関連部門と連携して問題解決を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、毎月一回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。さらに、取締役会の監督機能の維持、向上と業務執行の責任と権限を明確にするため執行役員制度を導入し、常務執行役員以上で構成される経営執行会議を週一回開催し、取締役会付議事項の立案と取締役会の決定した基本方針に基づく業務執行のため、機動的な審議を行う。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われる

▶ 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

よう体制の整備に努める。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

従業員の法令・規程などの遵守は、各部門が権限の範囲内で日常的な管理を行うとともに、「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理の浸透を図る。

また、担当執行役員を委員長とする「内部統制委員会」のもとで内部統制システムを構築し運用する。

企業行動憲章、倫理綱領に違反する行為を発見した場合の社内通報システムとして「倫理相談室」を設置して、その窓口とする。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室により、計画的に内部監査を行い法令遵守や業務適正の点検・改善を行う。

6. 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

コンプライアンス体制と内部統制システムの構築・運用については、その範囲を当企業グループ全体とし、担当執行役員の指導のもと業務の適正を確保し、効率化を推進する。

また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査し、改善策の策定を求めることとする。

7. 監査役の職務を補助すべき従業員と、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および当該従業員に対する監査役指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、当該職務にあたる従業員を置くこととする。その人事については監査役会の同意を得る。

また、当該従業員は専任とし、監査役の指示に基づき職務を遂行する。

8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制、監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制、およびその他監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、法令および規程に従い、監査役会に報告する。その場合、内部通報規程の定めにより報告者が不利な取扱いを受けることはない。

また、監査役は監査室が行った監査の報告を受け、指導・助言を行う。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、監査役がその職務を遂行するうえで必要と認める費用について、予算を計上できるものとする。さらに、緊急または臨時に支出した費用についても、会社に請求できるものとする。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会出席や稟議書など重要書類の閲覧を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握し、必要に応じて取締役、従業員など関係者にその説明を求めることとする。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

当企業グループは企業行動憲章に基づき、健全な社会秩序の維持を重視し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない。そのために、弁護士、警察当局等の外部専門機関との緊密な連携を強化し、倫理綱領を通して反社会的勢力排除の徹底を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、企業グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

当企業グループは企業行動憲章、倫理綱領を定め、すべての取締役が自己規律をもって、これらを遵守しています。当社の取締役会は、社外取締役3名を含む取締役7名で構成され、監査役4名も出席する毎月一回の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会で重要事項の決定および業務執行状況の監督を行いました。取締役会の決定した業務執行については、職務権限規程、組織分掌規程により、適正かつ効率的に行われるよう体制の整備に努めています。また、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については「文書保存管理規程」の定めるところに従い、適正に保存し管理しています。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する運用状況

当社は「内部統制委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などが連携をとり、潜在リスクの洗い出しと課題解決を推進しリスク発生の抑制に努めました。特に情報セキュリティにおいては、業務の安全性と信頼性を確保するために顧客から預かった個人情報適切に保護および管理するための「PMS（プライバシーマークマネジメントシステム）文書規定類」「作業環境セキュリティ基準運用細則」等を定め、該当職場が適切なセキュリティ環境で運用をしているか定期的に判定を行いました。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

③ 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制に関する運用状況

当社は、「企業倫理委員会」を定期的に開催し、コンプライアンスに関する施策などを立案・審議し、教育、周知、啓蒙活動を推進しています。特に独占禁止法に関しては、法令の理解促進や社内チェック体制の強化等に取り組み、再発防止に努めました。また、法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のための相談窓口を設置しており、共同印刷グループ各社の取締役に関する通報の受付について、経営からの独立性を有する「監査役ルート」を設定しています。

内部監査については、業務執行機関と分離・独立した監査室が代表取締役社長の承認を受けた年間監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門およびグループ会社を対象とする監査を実施し、その結果および指摘事項に対する改善状況を代表取締役社長および監査役に報告しました。

④ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関する運用状況

グループ会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会等において審議し、また、監査役、監査室はそれぞれの立場で関係会社を監査することでグループ会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

⑤ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する運用状況

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定例監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役、また従業員との定期連絡会にて対話を行い、監査室・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、企業倫理委員会や内部統制委員会等の報告を受け、必要な場合は意見を述べています。

6 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

当社は、2007年4月25日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定いたしました。さらに同取締役会にて当社株式の大量買付行為への対応策の内容を決定し、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会において承認を得て導入し、直近では2022年6月29日開催の第142期定時株主総会において継続の承認を得て更新しております。当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）(以下「本プラン」といいます。)の概要は以下のとおりであります。

なお、詳細につきましては当社ウェブサイト (<https://www.kyodoprinting.co.jp/>) のIR情報－買収防衛策の項に掲示しております。

(1) 基本方針の内容の概要

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。

当社といたしましては、このような企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

（2）基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高い技術とノウハウを持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に、生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しております。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客さまの思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客さまと共に成長する企業グループとして邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社のめざす真に豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

当社および当グループは、2021年度をスタートとする中期経営計画（2021年度から2024年度までの4ヵ年計画）を策定し、全社視点での重点施策および、各事業における施策を着実に実行することで計画達成を確かなものとすべく、持続的な成長とさらなる企業価値向上をめざして事業活動を進めてまいりました。なお、中期経営計画については、2025年度を初年度とする新たな計画（2025年度から2027年度までの3ヵ年計画）を策定し、取り組みを進めております。新たな中期経営計画の詳細は、当社ウェブサイト（https://www.kyodoprinting.co.jp/ir_info/management/）をご参照ください。

当社取締役会の構成は、独立社外取締役3名を含む取締役7名とするなど、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めております。

（3）当社株式の大量買付行為への対応策（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）の概要

本プランは、買付者または買付提案者が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

なお、本プランの有効期間は、2022年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの対象となる買付け等は、（i）当社の株券等の保有者が保有する当社株券等に係る株券等

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

保有割合の合計、(ii) 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、(i) 大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、(ii) 当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項、(iii) 大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(4) 上記(2)、(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

- イ. 経済産業省・法務省、東京証券取引所の買収防衛策に関する指針や基準を完全に充足しています。
- ロ. 株主の皆様への判断のための情報や時間を確保するためのものであり、企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されたものです。
- ハ. 定時株主総会での承認を経ており、株主意思を重視するものとなっています。
- ニ. 対抗措置の発動は、当社と特別な利害関係のない社外役員や有識者に該当する委員3名以上により構成される独立委員会を設置し、その勧告を最大限尊重した上で取締役会が決定するほか、株主の皆様への意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様への意思を確認することとしているため、当社取締役会の恣意的判断を排除できます。
- ホ. 対抗措置の発動に関し、合理的な客観的要件を予め定めています。
- ヘ. 独立委員会は独立した地位にある第三者の助言を得ることができ、判断の公正性、合理性をより強く担保できます。
- ト. 本プランは取締役会の決議によりいつでも廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、スローハンド型買収防衛策でもありません。

以上の理由で当社取締役会は上記(2)、(3)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	47,780
現金及び預金	12,254
受取手形	5,583
売掛金	21,344
商品及び製品	3,524
仕掛品	2,822
原材料及び貯蔵品	1,636
その他	642
貸倒引当金	△27
固定資産	78,388
有形固定資産	55,968
建物及び構築物	26,256
機械装置及び運搬具	11,714
工具、器具及び備品	1,550
土地	14,928
リース資産	1,025
建設仮勘定	493
無形固定資産	1,530
ソフトウェア	1,221
その他	309
投資その他の資産	20,889
投資有価証券	17,501
退職給付に係る資産	2,387
繰延税金資産	364
その他	641
貸倒引当金	△5
資産合計	126,168

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	26,262
支払手形及び買掛金	11,764
短期借入金	156
1年内返済予定の長期借入金	2,434
リース債務	351
未払法人税等	1,256
賞与引当金	968
役員賞与引当金	95
その他	9,234
固定負債	36,992
社債	5,000
長期借入金	4,309
リース債務	765
繰延税金負債	3,423
役員株式給付引当金	28
退職給付に係る負債	6,564
資産除去債務	9
長期前受金	16,600
製品補償引当金	40
その他	249
負債合計	63,255
(純資産の部)	
株主資本	53,059
資本金	4,510
資本剰余金	1,687
利益剰余金	51,110
自己株式	△4,248
その他の包括利益累計額	9,833
その他有価証券評価差額金	9,355
為替換算調整勘定	550
退職給付に係る調整累計額	△73
非支配株主持分	20
純資産合計	62,913
負債・純資産合計	126,168

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		99,977
売上原価		79,844
売上総利益		20,132
販売費及び一般管理費		17,801
営業利益		2,331
営業外収益		
受取利息及び配当金	329	
物品売却益	37	
設備賃貸料	69	
保険配当金	150	
その他	235	823
営業外費用		
支払利息	184	
設備賃貸費用	33	
支払補償費	41	
為替差損	23	
その他	125	408
経常利益		2,746
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2,821	
その他	17	2,842
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	144	
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	110	
減損損失	146	
製品補償引当金繰入額	40	
訴訟関連損失	142	
工場再編費用	285	
その他	68	960
税金等調整前当期純利益		4,628
法人税、住民税及び事業税	1,256	
法人税等調整額	81	1,338
当期純利益		3,289
非支配株主に帰属する当期純損失		21
親会社株主に帰属する当期純利益		3,310

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,510	1,687	48,592	△3,289	51,500
当期変動額					
剰余金の配当			△792		△792
親会社株主に帰属する当期純利益			3,310		3,310
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分				41	41
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	2,518	△959	1,558
当期末残高	4,510	1,687	51,110	△4,248	53,059

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,381	356	△156	11,581	38	63,120
当期変動額						
剰余金の配当						△792
親会社株主に帰属する当期純利益						3,310
自己株式の取得						△1,000
自己株式の処分						41
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,025	194	83	△1,748	△17	△1,765
当期変動額合計	△2,025	194	83	△1,748	△17	△207
当期末残高	9,355	550	△73	9,833	20	62,913

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

(2) 主要な連結子会社の名称

共同物流（株）、共同印刷西日本（株）、デジタルカタパルト（株）

なお、前連結会計年度において連結の範囲に含めていた共同印刷マーケティングソリューションズ（株）は2024年4月1日付で当社が吸収合併したため、また、共同エフテック（株）は2024年10月1日付で連結子会社の共同印刷西日本（株）が吸収合併したため、連結の範囲から除外しています。

(3) 非連結子会社の名称

Kodama Tales Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、設立後間もなく、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社および関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の名称

Kodama Tales Inc.、（株）コスモスキャナー

持分法を適用しなかった理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の共印商貿(上海)有限公司、KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.、PT. Arisu Graphic PrimaおよびPT. Arisu Indonesiaの決算日は12月31日です。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしています。

▶ 連結計算書類

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料、貯蔵品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。

（リース資産を除く） 建物及び構築物 31～50年

機械装置及び運搬具 4～10年

② 無形固定資産……………定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産……………イ. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

ロ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金……………従業員等の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

③ 役員賞与引当金……………取締役の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

④ 役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備える

▶ 連結計算書類

ため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

- ⑤ 製品補償引当金……………当社グループの製品において、製品の品質に関する補償費用の支出に備えるため、今後必要と見込まれる金額を計上しています。

(4) 収益および費用の計上基準

情報コミュニケーション部門、情報セキュリティ部門、生活・産業資材部門の製造・販売を主な事業とし、これらの販売は顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っています。また、収益においては、商品または製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である国内販売の場合には、当該商品または製品の出荷時に収益を認識しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…………当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却方法および償却期間…………のれんの償却については、5年以内のその効果が及ぶと見積もられる期間で均等償却を行っています。

▶ 連結計算書類

(7) その他

退職給付に係る会計処理の方法…退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

(会計方針の変更に関する注記)

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しています。

(会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

（自社の株式数については、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、当該自己株式数を算定しています。）

▶ 連結計算書類

(1) 株式給付信託（BBT）

当社は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および執行役員並びに一部の当社子会社における役付取締役（以下「取締役等」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」という。）を導入しています。

①取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時となります。

②信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、157百万円、株式数は218千株です。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2) 株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2022年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月10日より、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）を導入しています。

①取引の概要

本制度の導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しています。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、417百万円、株式数は600千株です。

▶ 連結計算書類

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(3) 株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2022年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月10日より、従業員の福利厚生増進および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」という。）を導入しています。

①取引の概要

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」という。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下「本信託契約」という。）を締結しています。（以下、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」という。）。また、受託者は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しています。

本信託は、今後5年間にわたり持株会が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。本信託による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時までに、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受託者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配します。

また、当社は、本信託が当社株式を取得するために借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は、138百万円、株式数は198千株です。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 長期借入金 123百万円

2. 偶発債務の解消

当社のインドネシアの連結子会社PT. Arisu Graphic Primaと PT. Arisu Indonesiaは、同国の税務当局より2017年12月期から2020年12月期申告に関する更正通知を受け取り、これを不服とし、異議申し立てや税務裁判等を進めていましたが、主要な訴訟については、連結子会社の主張の大半が認められ、終結に至っています。

連結計算書類

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 81,772百万円
2. 財務制限条項
長期借入金のうち、以下の残高については一定の財務制限条項が付されています。
1 年内返済予定の長期借入金 2,400百万円
3. 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に記載しています。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益およびそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表（収益認識に関する注記） 1. 収益の分解情報」に記載しています。
2. 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

セグメント区分	場所	用途	種類	金額 (百万円)
情報コミュニケーション部門	北海道苫小牧市	プリプレス(DTP)、デジタルプリントサービス生産設備	建物及び構築物	99
			機械及び装置	0
			工具器具及び備品	5
			リース資産	17
			ソフトウェア	2
	東京都文京区	電子書籍	無形固定資産（その他）	19

当社グループは、事業用資産については、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として製造工程等の関連性を加味し、処分予定資産および遊休資産については、個別の物件を単位として資産のグルーピングを行っています。

上記資産においては、当初想定していた収益が見込めないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失146百万円として特別損失に計上しています。なお建物及び構築物については、売却を予定しているため、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は不動産鑑定評価額を基に算出しております。また、無形固定資産（その他）については、回収可能価額は使用価値により測定していますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため零として評価しています。

▶ 連結計算書類

3. 訴訟関連損失

当社は、公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けたことに伴い、日本年金機構から帳票作成業務等に関する損害賠償請求を受けました。そのうち、契約書の解釈に異議があり支払いを留保していた遅延損害金については、2023年11月13日付（訴状送達日：2023年12月1日）で同機構から訴訟を提起されていましたが、協議の結果、2024年7月17日に当社が同機構に対し解決金142百万円を支払う内容で和解が成立し、当該金額を特別損失として計上しています。

4. 工場再編費用

当社の連結子会社である、株式会社コスモグラフィックの苫小牧工場の閉鎖に伴い発生し、主に退職給付に係る費用等です。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 8,370,000株

(注) 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としています。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	377百万円	50円00銭	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	415百万円	55円00銭	2024年9月30日	2024年12月9日

(注) 1. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には「株式給付信託 (BBT、J－ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれています。

2. 2024年11月8日取締役会決議による配当金の総額には「株式給付信託 (BBT、J－ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれています。

連結計算書類

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月25日開催の第145期定時株主総会において次のとおり付議する予定としています。

株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	619百万円	85円00銭	2025年3月31日	2025年6月26日

- (注) 1. 配当金の総額には「株式給付信託（BBT、J-ESOPおよび従業員持株会処分型）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれています。
2. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っていますが、2025年3月31日を基準日とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しています。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）です。なお、デリバティブは社内規程等に従い、実需の範囲で行うこととしています。

▶ 連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	17,232	17,232	—
(2) 社債	(5,000)	(4,950)	△49
(3) 長期借入金	(6,743)	(6,712)	△31
(4) デリバティブ取引	(6)	(6)	—

- (注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しています。
 2. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」および「短期借入金」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。
 3. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	231

貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に定める取扱いに基づき、時価開示の対象とはしていません。
 当該金融商品の連結貸借対照表計上額は37百万円です。

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

▶ 連結計算書類

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	17,232	—	—	17,232
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(6)	—	(6)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
社債	—	(4,950)	—	(4,950)
長期借入金	—	(6,712)	—	(6,712)

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

- ・投資有価証券
上場株式、国債、地方債および社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しています。
- ・デリバティブ取引
為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。
- ・社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しています。
- ・長期借入金
時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル 2 の時価に分類しています。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社および一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の土地・オフィスビル等

▶ 連結計算書類

を有しています。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は393百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額および時価は、次のとおりです。

（単位：百万円）

		当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高		2,327
期中増減額		△1
期末残高		2,325
期末時価		15,273

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。
2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の主な増加額は非常用発電機等の更新（15百万円）、主な減少額は減価償却費（17百万円）です。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標等に基づくものです。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	情報コミュニケーション部門	情報セキュリティ部門	生活・産業 資材部門	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	34,658	30,755	32,331	97,745	1,734	99,479
その他の収益	—	—	—	—	497	497
外部顧客への売上高	34,658	30,755	32,331	97,745	2,231	99,977

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業であり、物流事業、保険取扱事業および不動産管理事業等を含んでいます。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 4. 会計方針に関する事項(4)収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

連結計算書類

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の残高

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	28,621
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	26,927
契約負債（期首残高）	82
契約負債（期末残高）	110

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,233円66銭

2. 1株当たり当期純利益 115円00銭

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で、普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 「株式給付信託（BBT）」、「株式給付信託（J-ESOP）」および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託（BBT）」は218,800株、「株式給付信託（J-ESOP）」は600,000株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」は198,700株です。
- また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託（BBT）」は219,538株、「株式給付信託（J-ESOP）」は600,000株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」は226,669株です。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会決議に基づき、2025年4月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行っています。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

株式分割を行い投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的とするものです。

▶ 連結計算書類

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2025年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき4株の割合をもって分割しました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,370,000株
今回の株式分割により増加する株式数	25,110,000株
株式分割後の発行済株式総数	33,480,000株
株式分割後の発行可能株式総数	133,920,000株

③分割の日程

基準日公告日 2025年3月14日（金曜日）

基準日 2025年3月31日（月曜日）

効力発生日 2025年4月1日（火曜日）

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割による影響は、「連結注記表（1株当たり情報に関する注記）」に記載のとおりです。

(4) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②2025年3月期の期末配当金

今回の株式分割は、2025年4月1日を効力発生日としていますので、2025年3月31日を基準日とする2025年3月期の期末配当については、株式分割前の株式が対象となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日をもって当社の定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 変更の内容（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,608万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>13,392万株</u> とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2025年4月1日（火曜日）

▶ 計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	42,315
現金及び預金	9,738
受取手形	5,456
売掛金	19,010
製品	3,367
仕掛品	2,584
原材料及び貯蔵品	1,081
前払費用	206
未収入金	729
短期貸付金	120
その他	34
貸倒引当金	△12
固定資産	74,464
有形固定資産	47,428
建物	23,471
構築物	948
機械及び装置	8,437
車両運搬具	30
工具、器具及び備品	1,352
土地	12,255
リース資産	451
建設仮勘定	481
無形固定資産	1,219
借地権	70
電話加入権	4
施設利用権	9
ソフトウエア	1,116
その他	19
投資その他の資産	25,816
投資有価証券	17,412
関係会社株式	5,287
長期貸付金	624
前払年金費用	2,349
事業保険積立金	48
破産更生債権等	0
その他	99
貸倒引当金	△5
資産合計	116,779

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	26,554
支払手形	1,515
買掛金	9,868
1年内返済予定の長期借入金	2,400
リース債務	162
未払金	1,330
未払費用	1,390
未払法人税等	1,134
CMS預り金	6,129
賞与引当金	692
役員賞与引当金	57
設備関係支払手形	117
営業外電子記録債務	722
その他	1,034
固定負債	35,522
社債	5,000
長期借入金	4,223
リース債務	342
繰延税金負債	3,346
役員株式給付引当金	26
退職給付引当金	5,834
長期前受金	16,600
その他	147
負債合計	62,077
(純資産の部)	
株主資本	45,252
資本金	4,510
資本剰余金	1,742
資本準備金	1,742
利益剰余金	43,248
利益準備金	1,127
その他利益剰余金	42,120
特別償却準備金	0
新事業開拓事業者投資損失準備金	21
固定資産圧縮積立金	2,082
別途積立金	36,128
繰越利益剰余金	3,887
自己株式	△4,248
評価・換算差額等	9,450
その他有価証券評価差額金	9,450
純資産合計	54,702
負債・純資産合計	116,779

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

▶ 計算書類

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		89,815
売上原価		73,706
売上総利益		16,108
販売費及び一般管理費		15,580
営業利益		528
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,113	
物品売却益	25	
設備賃貸料	1,556	
保険配当金	150	
関係会社管理料	410	
その他	446	3,702
営業外費用		
支払利息	147	
設備賃貸費用	798	
支払補償費	41	
その他	141	1,128
経常利益		3,102
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2,821	
その他	140	2,965
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産除却損	96	
投資有価証券売却損	4	
投資有価証券評価損	110	
訴訟関連損失	142	370
税引前当期純利益		5,697
法人税、住民税及び事業税	1,049	
法人税等調整額	150	1,200
当期純利益		4,497

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金 その他利益剰余金					利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		特別 償却 準備金	新事業開 拓事業者 投資損失 準備金	固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金	
当期首残高	4,510	1,742	1,742	1,127	0	21	2,129	36,128	137	39,543
当期変動額										
特別償却準備金の取崩					△0				0	－
新事業開拓事業者投資損失 準備金の積立						21			△21	－
新事業開拓事業者投資損失 準備金の取崩						△21			21	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△46		46	－
剰余金の配当									△792	△792
当期純利益									4,497	4,497
自己株式の取得										－
自己株式の処分										－
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	△0	－	△46	－	3,750	3,704
当期末残高	4,510	1,742	1,742	1,127	0	21	2,082	36,128	3,887	43,248

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,289	42,506	11,469	11,469	53,975
当期変動額					
特別償却準備金の取崩		－			－
新事業開拓事業者投資損失準備金の積立		－			－
新事業開拓事業者投資損失準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△792			△792
当期純利益		4,497			4,497
自己株式の取得	△1,000	△1,000			△1,000
自己株式の処分	41	41			41
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△2,018	△2,018	△2,018
当期変動額合計	△959	2,745	△2,018	△2,018	726
当期末残高	△4,248	45,252	9,450	9,450	54,702

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

(1) 製品、仕掛品……………個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料、貯蔵品……………先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法。なお、主な耐用年数については、以下のとおりです。

（リース資産を除く）

建物 31～50年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産……………定額法。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

（リース資産を除く）

内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合には残価保証額）とする定額法によっています。

(4) 長期前払費用……………均等償却

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金……………従業員等の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。

▶ 計算書類

- (3) 役員賞与引当金……………取締役の賞与の支給に充てるため、支給見込額を期間に対応して計上しています。
- (4) 役員株式給付引当金……………役員株式給付規程に基づく取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。
- (5) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとされています。

5. 収益および費用の計上基準

情報コミュニケーション部門、情報セキュリティ部門、生活・産業資材部門の製造、販売を主な事業とし、これらの販売は顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行业務を負っています。また、収益においては、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して当該履行義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である国内販売の場合には、当該製品の出荷時に収益を認識しています。

6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しています。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象……………ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
- (3) ヘッジ方針……………社内規程等に基づき、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っています。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……………当社が利用している為替予約については、社内規程等に従って、原則としてヘッジ対象と同一通貨建による同一金額で同

▶ 計算書類

一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しています。

7. その他

退職給付に係る会計処理……………退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税および事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しています。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っています。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社株式

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 5,287百万円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

各関係会社の計算書類における1株あたり純資産額、またはこれに超過収益力を考慮した金額を実質価額として、取得価額との比較を行うことにより減損処理の要否の判断を行っています。

減損処理の要否および減損金額は、実質価額やその回復可能性、超過収益力に依存しており、これらは将来の事業計画に基づく営業利益および将来キャッシュ・フロー等の見積りにより評価しています。

これらの見積りにおいて用いた仮定が、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、営業利益および将来キャッシュ・フロー等の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

▶ 計算書類

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 63,920百万円

2. 保証債務

以下の関係会社の借入債務等に対し債務保証を行っています。

共同印刷メディアプロダクト（株） 27百万円

PT. Arisu Graphic Prima 192百万円(21,411百万インドネシアルピア)

PT. Arisu Indonesia 90百万円(10,000百万インドネシアルピア)

KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD. 1百万円(233百万ベトナムドン)

TOMOWEL Payment Service（株） 12百万円

3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権 880百万円

長期金銭債権 624百万円

短期金銭債務 8,579百万円

4. 財務制限条項

「連結注記表（連結貸借対照表に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高 377百万円

仕入高等 29,894百万円

営業取引以外の取引高 3,210百万円

2. 訴訟関連損失

「連結注記表（連結損益計算書に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

▶ 計算書類

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式 1,330,788株

(注) 1. 「株式給付信託 (BBT、J-ESOPおよび従業員持株会処分型)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式254,375株が含まれています。

2. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っておりますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を基準としています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)

繰延税金資産

賞与引当金	211
退職給付引当金	1,837
減価償却費	51
減損損失	471
関係会社株式評価損	1,329
その他	325

繰延税金資産小計 4,227

評価性引当額 △1,610

繰延税金資産合計 2,617

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△957
その他有価証券評価差額金	△4,257
その他	△749

繰延税金負債合計 △5,964

繰延税金負債の純額 △3,346

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株) コスモ グラフィック	95	製版業	100%	製版業務委 託先	CMS預入(注) 1	1,632	CMS預り 金	1,122
						CMS払出(注) 1	1,902		
	共同NPI パッケージ (株)	45	紙器製品 の製造	65%	生産業務委 託先	設備賃貸(注) 2	430	未収入金	19
	共同印刷 メディアプロ ダクト (株)	60	印刷業	100%	生産業務委 託先	印刷、製本加工等 の外注(注) 3	10,463	買掛金	891
						設備賃貸(注) 2	552	未収入金	0
						債務保証(注) 4	27	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しています。なお、約定利息については市場金利を勘案した上で合理的に決定しています。
2. 設備賃貸料については、市場価格等を参考に決定しています。
3. 価格その他の取引条件は市場価格等を参考に決定しています。
4. 仕入債務に対する債務保証を行っています。なお、保証料は受領していません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報について「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載していますので注記を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,942円76銭
- 1株当たり当期純利益 156円21銭

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日付で、普通株式1株につき4株の割合をもって株式分割を行っています。当該株式分割については、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しています。
2. 「株式給付信託（BBT）」、「株式給付信託（J-ESOP）」および「株式給付信託（従業員持株会処分型）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、「株式給付信託（BBT）」は218,800株、「株式給付信託（J-ESOP）」は600,000株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」は198,700株です。
- また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、「株式給付信託（BBT）」は219,538株、「株式給付信託（J-ESOP）」は600,000株、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」は226,669株です。

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更)

「連結注記表(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川崎 浩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 哲生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 川 崎 浩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 口 哲 生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第145期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

共同印刷株式会社 監査役会

監査役(常勤)	秋 元 秀 夫	㊞
監査役(常勤)	土 井 晴 之	㊞
監 査 役	古 谷 昌 彦	㊞
監 査 役	新 島 由未子	㊞

(注) 監査役古谷昌彦及び監査役新島由未子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 共同印刷株式会社本社 1 階ホール

東京都文京区小石川四丁目14番12号

電話：03-3817-2111（代）



交通のご案内

- 電車
- 「茗荷谷駅」より徒歩約12分 ● 東京メトロ丸ノ内線「1」番口
 - 「白山駅」より徒歩約12分 ● 都営三田線「A1」番口
 - 「後樂園駅」より徒歩約15分 ● 東京メトロ丸ノ内線「4b」番口 ● 東京メトロ南北線「8」番口
 - 「春日駅」より徒歩約15分 ● 都営三田線「A5」または「A6」番口 ● 都営大江戸線「6」番口
- バス
- JR「大塚駅」南口より「上60」上野公園行バスにて約10分「白山二丁目（共同印刷前）」下車
 - JR「大塚駅」南口より「都02」錦糸町駅前行バスにて約10分「小石川四丁目」下車

※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

共同印刷株式会社